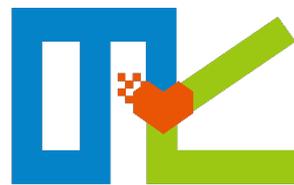


令和7年度

クラウドファンディングを活用した  
復興支援事業

公募要領



NOTORENPUKU

一般社団法人能登官民連携復興センター

# 《目次》

## I. 事業の目的と助成対象者

- 1. 事業の目的 . . . . . 1
- 2. 事業フロー . . . . . 1
- 3. 助成対象者 . . . . . 2

## II. 事業の対象経費と申請手続き

- 1. 助成対象事業 . . . . . 3
- 2. 助成内容 . . . . . 4
- 3. 助成金交付までの流れ . . . . . 5
- 4. 各種書類の提出方法及び提出先 . . . . . 8

## III. その他

- 1. 留意事項 . . . . . 9
- 2. 説明会の開催 . . . . . 10
- 3. 相談窓口・問い合わせ先 . . . . . 11

## I. 事業の目的と助成対象者

### 1. 事業の目的

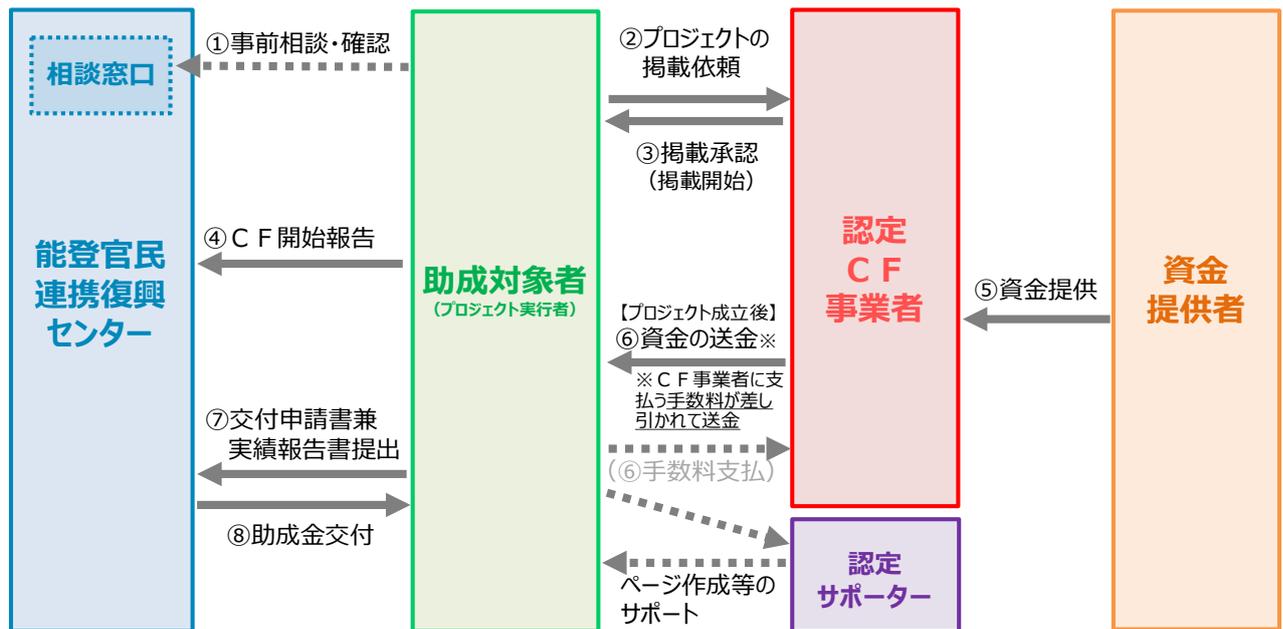
一般社団法人能登官民連携復興センター（以下、「当センター」という。）では、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨からの創造的復興に向け、地域団体等が資金調達のために実施するクラウドファンディング（以下、「CF」という。）に要する費用の一部を助成し、県内の地域団体等による復興に向けた様々な取り組みを後押しする。

対象となる具体的な取り組み例は以下のとおり。

- ・被災地の地域活性化に寄与する取組（空き店舗活用等、にぎわい回復、なりわい再生等）
- ・被災地の経済活動を後押しする取組（農林水産業の活性化や、復興イベント等）
- ・被災地の知名度を向上させる取組（プロモーション、風評被害払拭等）

### 2. 事業フロー

助成金の交付に係る基本的なフロー図は以下のとおり。



### 3. 助成対象者

本助成金の助成対象者は、以下の（１）～（３）の全てに該当する者とする。

（１）石川県内に事業所を有する事業者若しくは団体等、又は石川県内に居住する個人であること

（２）自ら経理し監査する等の会計組織を有すること

（３）次の（ア）～（ク）のいずれにも該当しないこと

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

（エ）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

（オ）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ）（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（キ）（イ）から（カ）までに掲げる者がその運営に実質的に関与している者

（ク）国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合

## Ⅱ. 事業の対象経費と申請手続き

### 1. 助成対象事業

助成対象事業は、以下の（１）～（７）の要件をいずれも満たす事業とする。

- （１）ＣＦによって資金を調達し、実施しようとする事業や活動等が、能登の創造的復興に資するものであること
- （２）認定ＣＦ事業者（※１）が運営するサイトにおいてＣＦを実施すること
- （３）ＣＦの調達目標額が50万円以上であること
- （４）「All or Nothing 形式」（※２）または「All in 形式」（※３）でＣＦを実施すること
- （５）「購入型」（※４）または「寄附型」（※５）でＣＦを実施すること
- （６）令和7年8月1日（金）から令和8年3月13日（金）までに、ＣＦによる資金調達を完了し、かつ、調達資金が認定ＣＦ事業者から送金されること
- （７）次の（ア）～（キ）のいずれにも該当しないこと
  - （ア）本事業の目的に合致しないもの
  - （イ）公序良俗に反するもの
  - （ウ）法令等に違反するもの
  - （エ）社会通念上、不適切であると判断される事業や活動等
  - （オ）資金使途が明確に確認できないもの
  - （カ）極端に特定個人の目的と認められるもの
  - （キ）政治活動又は宗教活動を目的とするもの

※1 当センターが認定したＣＦによる資金調達のためのサービスを提供する事業者

※2 目標金額以上の資金を調達できた場合にのみ成立するＣＦ形式

※3 資金調達額が目標金額に達しない場合でも成立するＣＦ形式

※4 商品又はサービス提供の対価として金銭を募集するＣＦ

※5 商品又はサービス提供の対価がなく金銭を募集するＣＦ

## 2. 助成内容

### (1) 助成対象経費

認定CF事業者及び認定サポーター(※6)に支払う費用のうち、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当するもの。ただし、認定CF事業者に支払う(エ)の費用は、助成対象経費に含めない。(消費税及び地方消費税は含まない)

(ア) 利用手数料、決済手数料、早期振込手数料(認定CF事業者から調達資金を受け取るために必要な手数料)

(イ) プロジェクトページを作成するための費用(プロジェクトページの文章・画像作成費用など)

(ウ) プロジェクトの広報媒体の作成費用(チラシ作成、PR動画制作など)

(エ) プロジェクトの情報発信を目的とした広告媒体への掲載・配信にかかる費用(SNS等によるWeb広告、広報物への掲載、配信など)

※6 本事業の実施にあたり、当センターが認定したCF事業者以外の事業者で、クラウドファンディングに必要な企画、ページ作成、広報などを行うもの

### (2) 助成金の額

次の(ア)及び(イ)の合計とする。ただし、千円未満を切り捨てし、**100万円を上限とする。**

(ア) 認定CF事業者に支払う手数料のうち、助成対象経費の2/3以内

(イ) 認定サポーターに支払う費用のうち、助成対象経費の2/3以内(1プロジェクトあたり20万円を上限とする)

### (3) 助成回数

本事業による助成を受けることができるのは、同一年度内で一度限りとする。

### 【注意点】

- ・ 認定クラウドファンディング事業者及び認定サポーター以外に支払う費用については、本助成金の対象外となるため、ご注意ください。認定CF事業者及び認定サポーターについては、当センターのHPから確認できます。

URL : <https://notorenpuku.jp/report/675/>



- ・ 認定CF事業者によって掲載までのスケジュールや送金のタイミングなどが異なります。あらかじめ認定CF事業者にご確認ください。
- ・ クラウドファンディングの不成立などにより、調達資金が認定CF事業者から送金されない場合、助成金は交付されませんのでご注意ください。

## 3. 助成金交付までの流れ

### (1) 事前相談

CF実施前に、事業の詳細、助成対象となるかなどの事前の相談・確認を行うことができます。希望される方は、11ページに記載の相談窓口までお問い合わせください。

なお、具体的な内容の相談・確認にあたっては、「事業内容事前相談シート」を作成し、事前にメールで送付いただくことをおすすめします。

※メール送付後、到着確認のため、下記の電話番号までメールを送付した旨のご連絡をお願いします。

<業務委託先：株式会社エフライフ>

TEL : 024-983-3222

(2) 認定CF事業者へのプロジェクトの申請、掲載開始

認定CF事業者に対して、プロジェクトの申請を行い、審査・承認を経て、当該CF事業者が運営するサイトでプロジェクトの掲載を開始してください。

(3) 当センターへプロジェクト掲載開始の報告

プロジェクトの掲載開始後、速やかに「事業掲載開始報告書」(様式第1号)を当センターに提出してください。

なお、実施中のCFについては、当センターのHPやSNS等に掲載しますので、予めご了承ください。

e-mail : [project@notorenpuku.jp](mailto:project@notorenpuku.jp)

(4) プロジェクトの掲載終了、調達資金の受領

CF成立後、「調達金額」から「認定CF事業者に支払う手数料」を控除した金額が、調達資金として認定CF事業者から送金されます。

(5) 当センターへの助成金交付申請手続き

令和8年3月13日(金)(必着)までに、下記の①～⑥の書類をセンターに提出してください。

《提出書類》

- ① 助成金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)
- ② 誓約書(様式第3号)
- ③ 【法人格を有する団体の場合(株式会社、一般社団・財団法人など)】  
登記事項証明書(全部事項証明書)(写し)

※発行日から3ヵ月以内のもの

【法人格の無い団体の場合（任意団体など）】

石川県内に拠点を設け、活動していることが確認できる書類（写し）

（定款、規則など）

【申請者が個人の場合】

石川県内に居住していることが確認できる書類（写し）

（運転免許証、住民票の写しなど）

※住民票の写しについては、発行日から3ヵ月以内のもの

- ④ 認定クラウドファンディング事業者から送金された金額、支払った手数料の種類及び金額が確認できる書類（写し）

（認定CF事業者が発行する取引明細書や振込明細書など）

- ⑤ 認定サポーターの業務の内容が確認できる書類（写し）

（契約書、報告書、納品書など）

- ⑥ 認定サポーターへ支払った費用の金額が確認できる書類（写し）

（領収書、通帳の該当ページなど）

【注意点】

上記の提出期限までに必要な書類が全て提出されない場合、助成金が交付され

ませんので、ご注意ください。

また、予算の都合により、申請期間の途中であっても、受付を中止することがあります。予めご了承ください。

#### (6) 交付決定及び助成金の支払い

- ① 当センターで提出書類を確認・審査のうえ、適切と認めるものについて、「助成金交付決定通知書兼額の確定通知書」を交付します。
- ② ①を受領後、速やかに助成金交付請求書（様式第4号）を、振込先口座の通帳等の写し（金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの）とあわせて提出してください。
- ③ 適切な請求書を受領後、助成金の支払い手続きを行います。（請求書の受領から振り込みまで、最大1ヵ月かかる場合があります）

#### 4. 各種書類の提出方法及び提出先

各種提出書類等については、下記のメールアドレスまでご提出ください。

【提出先 e-mail】: [project@notorenpuku.jp](mailto:project@notorenpuku.jp)

### Ⅲ. その他

#### 1. 留意事項

- (1) 本事業の助成後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本助成金の交付決定及び額の確定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。その場合、遅滞なく助成金を返金しなければなりません。
- (2) 助成事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類は、事業終了後、当該年度の終了後5年間保存してください。
- (3) 必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- (4) 助成事業を終了した以降も取組の実施状況等の報告を求めることがあります。
- (5) 資金提供者に対して、自治体を実施する関係人口創出のための取組や、当センターの取組などについて情報発信を依頼する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
- (6) 本助成金を受けた取組の内容や進捗状況等について、当センターのHP等で公表する場合があります。
- (7) 予算の範囲内での助成となるため、上記の期限に関わらず、受付を中止することがあります。予めご了承ください。
- (8) 助成対象者、認定CF事業者、認定サポーターのいずれの間における紛争についても、当センターは一切関与しません。
- (9) 本助成金は税務会計上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります（消費税の課税対象にはなりません）。

## 2. 説明会の開催

本事業の概要の説明やCFの実施にあたって留意点などについて、下記のとおり説明会の開催を予定しています。参加には事前に申し込みが必要となりますので、希望される方は下記フォームからお申し込みください。

日時や場所が変更となる可能性もあるため、当センターのHPなどから最新の情報をご確認ください。

月日	時間	場所
令和7年8月18日(月)	15:00~16:30	(オンライン)
令和7年9月10日(水)	10:00~11:30	珠洲商工会議所 第一研修室 珠洲市飯田町 1-1-9
	15:00~16:30	のと里山空港仮設飲食店街 (NOTOMORI) 輪島市三井町洲衛 10-11-1
令和7年9月11日(木)	10:00~11:30	輪島消防署 2階会議室 輪島市杉平町大百苺 2
	15:00~16:30	七尾商工会議所 大ホール 七尾市三島町 70-1
令和7年9月12日(金)	10:00~11:30	志賀町役場富来支所 201・202 会議室 羽咋郡志賀町富来領家町甲 10
	15:30~17:00	地場産業振興センター新館5階 第12研修室 金沢市鞍月 2-20
令和7年9月25日(木)	15:00~16:30	(オンライン)

【申し込みフォーム】

<https://forms.gle/Kw4vbwgxuZQxAtg99>



QRコード

### 3. 相談窓口・問い合わせ先

制度の内容やCFにあたって質問等については、下記フォームからお問合せください。回答には、2、3営業日を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

また、オンラインでの相談を希望される場合は、下記フォームからご希望の日時を選択のうえ、お申し込みください。確認後、事務局からご連絡します。

<業務委託先：株式会社エフライフ>

【e-mail】

[project@notorenpuku.jp](mailto:project@notorenpuku.jp)

【お問い合わせフォーム】

<https://forms.gle/wYfgzeXzyfGVam1p9>



QRコード

【オンライン相談申し込みフォーム】

<https://app.aitemasu.me/ev/iany875v1aig>



QRコード

<一般社団法人能登官民連携復興センター>

〒929-2372

石川県輪島市三井町洲衛10部11番1

(奥能登行政センター4階)

TEL : 0768-23-4681

e-mail : [project@notorenpuku.jp](mailto:project@notorenpuku.jp)

WEB : <https://notorenpuku.jp>